

令和5年 改正

定 款

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本組合は、協同組合ビジネス交流センターと称する。

(地 区)

第 3 条 本組合の地区は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域とする。

(事務所の所在地)

第 4 条 本組合は、事務所を広島市に置く。

(公告の方法)

第 5 条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

(規 約)

第 6 条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総代会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総代会の議決を要しないものとする。この場合、総代会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

第2章 事 業

(事 業)

第 7 条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員の取り扱う石油製品、OA用品、車両用品等の共同購買事業

(2) 組合員のためにする経営資源の交流に関する事業

(3) 組合員のためにするETCカードを利用した高速道路共同利用事業

(4) 組合員のためにする外国人技能実習生共同受入事業及び外国人技能実習生

- 共同受入に係る職業紹介事業
- (5) 組合員のためにする特定技能外国人支援事業及び特定技能外国人に係る職業紹介事業
 - (6) 組合員のためにする損害保険の代理店業務、生命保険の募集に関する業務
 - (7) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報を提供する事業
 - (8) 組合員の福利厚生に関する事業
 - (9) 前各号の事業に附帯する事業

第3章 組 合 員

(組合員の資格)

第 8 条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

- (1) 別表に掲げる資格事業を主たる事業とする者であって、事業の用に供するため、第7条に掲げる組合事業の利用を行う者
 - (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に掲げる者は、組合員になることができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - (2) 暴力団員等が実質的に運営を支配又は運営に関与していると認められる者
 - (3) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(加 入)

第 9 条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

- 2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会において、その諾否を決する。

(加入者の出資払込み)

第10条 前条第2項の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の出資の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

(相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後30日以内に入加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を、総代会の議決により、除名することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員
- (6) 第8条第2項各号の一に該当する組合員

(脱退者の持分の払戻し)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、規約で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもつて充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総代会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいてその出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき
 - (2) 事業の一部を廃止したとき
 - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
 - 3 出資口数の減少については、第14条（脱退者の持分の払戻し）の規定を準用する。

（組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等）

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
 - (2) 加入の年月日
 - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
 - 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
 - 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。
 - (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）及び事業を行う場所を変更したとき
 - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が3億円（卸売業にあっては1億円、小売業及びサービス業にあっては5千万円）を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人（卸売業及びサービス業にあっては100人、小売業にあっては50人）を超えたとき

（過怠金）

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総代会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総代会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総代会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

（会計帳簿等の閲覧等）

第20条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第21条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第22条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(延滞金)

第23条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年利18.25パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(持 分)

第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

第5章 役員、顧問及び職員

(役員の数等)

第25条 役員の数等は、次のとおりとする。

(1) 理 事 9人

(2) 監 事 2人又は3人

2 第8条第2項各号の一に該当する者は、役員になることができない。

(役員任期)

第26条 役員任期は、次のとおりとする。

(1) 理 事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を延長する。

(2) 監 事 2年又は任期中の第2回目の通常総代会の終結時までのいずれか短い期間。ただし、就任後第2回目の通常総代会が2年を過ぎて開催される場合にはその総代会の終結時まで任期を延長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定められた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第27条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については3人、監事については2人を超えることができない。

- 2 監事のうち1人以上は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。
 - (1) 組合員又は本組合の組合員たる法人の役員若しくは使用人以外の者であること。
 - (2) 就任前5年間に本組合の理事若しくは使用人又は本組合の子会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、執行役若しくは使用人でなかったこと。
 - (3) 本組合の理事又は参事その他の重要な使用人の配偶者又は2親等内の親族以外の者であること。

(理事長及び専務理事の選定及び職務)

第28条 理事のうち1人を理事長、1人を専務理事とし、理事会において選定する。

- 2 理事長を代表理事とする。
- 3 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。
- 4 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選定された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。
- 5 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。
- 6 理事長の代表権に加えた制限は善意の第三者に対抗できない。
- 7 理事長は、総代会の議決によって禁止されていないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。
- 8 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。
- 9 専務理事は、理事長を補佐して本組合の常務を執行し、理事長が事故又は欠員のときは、その職務を代理し、又は代行する。
- 10 理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、理事会において、理事のうちからその代理者又は代行者1人を定める。

(監事の職務)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び参事、会計主任その他の職員に対して事業に関する報告を求め、又は本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第30条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに總會及び総代会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第31条 役員は、総代会において選挙する。

- 2 役員選挙は単記式無記名投票によって行う。

- 3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。
- 5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総代会において選任された選考委員が行う。
- 6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選人とするかどうかを総代会にはかり、出席者の全員の合意があった者をもって当選人とする。

(役員報酬)

第32条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総代会において定める。

(顧問)

第33条 本組合に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第34条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

- 2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。
- 3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第35条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

第6章 総会、総代会、理事会及び委員会

(総代会)

第36条 本組合に総代会を置く。

(総代の定数)

第37条 総代の定数は、100人とする。

(総代の任期)

第38条 総代の任期は2年とする。

- 2 第26条第2項(役員任期)の規定は、総代の任期に準用する。

(総代選挙)

第39条 総代は別表に掲げる地域ごとに、同表に掲げる人数をその地域に属する組合員のうちから選挙する。

- 2 総代の選挙は、連記式無記名投票によって行う。

(総代会の招集)

第40条 総代会は、通常総代会及び臨時総代会とする。

- 2 通常総代会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総代会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会招集の手続)

第41条 総代会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総代会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない総代が当該総代会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総代会の場所を定めない場合に限り、総代が当該総代会に出席するために必要な事項を含む。)を記載した書面を各総代に発してするものとする。また、通常総代会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

- 2 前項の書面をもってする総代会招集通知の発出は、総代名簿に記載したその者の住所(その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所)に宛てて行う。
- 3 第1項の規定による書面をもってする総代会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。
- 4 本組合は、希望する総代に対しては、第1項の規定による総代会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。
- 5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総代会招集通知の発出は」とあるのは、「総代会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所(電子メールアドレスを含む。)」と読み替えるものとする。
- 6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める(以下同じ。)
- 7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、総代全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく総代会を開催することができる。

(臨時総代会の招集請求)

第42条 総総代の5分の1以上の同意を得て臨時総代会の招集を請求しようとする総代は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第43条 総代は、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、他の組合員でなければ代理人となることができない。

- 2 代理人が代理することができる総代の数は1人とする。
- 3 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。

(総代会の議事)

第44条 総代会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総総代の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長が決する。

(総代会の議長)

第45条 総代会の議長は、総代会ごとに、出席した総代又は総代たる法人の代表者のうちから選任する。

(緊急議案)

第46条 総代会においては、出席した総代（書面又は代理人により議決権又は選挙権を行使する者を除く。）の3分の2以上の同意を得たときに限り、第41条第1項の規定によりあらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総代会の議決事項)

第47条 総代会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 借入金残高の最高限度
(2) その他理事会において必要と認める事項

(総代会の議事録)

第48条 総代会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。
2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
(1) 招集年月日
(2) 開催日時及び場所（総代会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（総代会の場所を定めなかった場合に限る。）
(3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
(4) 総代数及び出席者数並びにその出席方法
(5) 出席理事の氏名
(6) 出席監事の氏名
(7) 議長の氏名
(8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
(9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
(10) 監事が、総代会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見、総代会提出資料に法令、定款違反若しくは、著しく不当な事項があるとして総代会に報告した調査の結果又は総代会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要

(理事会の招集権者)

第49条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

- 3 理事長以外の理事及び監事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事及び監事は、理事会を招集することができる。

(理事会の招集手続)

- 第50条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
 - 3 本組合は、希望する理事及び監事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

(理事会の決議)

- 第51条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
 - 3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。
 - 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(理事会の議決事項)

- 第52条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の各号の事項を議決する。
- (1) 総代会又は総会に提出する議案
 - (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

- 第53条 理事会においては、理事長がその議長となる。
- 2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。
 - 3 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催日時及び場所（理事会の場所を定めた場合に限る。）又は開催の方法（理事会の場所を定めなかった場合に限る。）
 - (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
 - (4) 出席理事の氏名
 - (5) 出席監事の氏名
 - (6) 議長の氏名

- (7) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
 - (8) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
 - (9) 監事が、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認められるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときに、理事会に報告した内容及び理事会に出席して述べた意見の内容の概要
 - (10) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
 - (11) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）
 - ① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求を受けて招集されたものである場合
 - ② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合
 - ③ 監事の請求を受けて招集されたものである場合
 - ④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したものである場合
- 4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とする。

- (1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には次に掲げる事項
 - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項
 - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（総会の議決事項）

第54条 総会は、組合の解散、合併又は事業の全部の譲渡に限り、議決することができる。

（総会の招集）

第55条 総会は、前条に掲げる事項を議決する必要があるときに限り、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総代会の規定の準用)

第56条 総会については、第41条(総代会招集の手続)、第43条(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)、第45条(総代会の議長)、第46条(緊急議案)及び第48条(総代会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第43条第1項中「他の組合員」とあるのは「その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員」と、第2項中「1人」とあるのは「4人まで」と読み替えるものとする。

(委員会)

第57条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

第7章 会 計

(事業年度)

第58条 本組合の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第59条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額(前期繰越損失金がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第61条及び第62条において同じ。)の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第60条 本組合は、出資金減少差益(第14条ただし書の規定によって払戻しをしない金額を含む。)をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第61条 本組合は、出資総額に達するまでは、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。ただし、出資総額を超えて積み立てることもできるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総代会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることができる。

(教育情報費用繰越金)

第62条 本組合は、第7条第1項第7号の事業(教育情報事業)の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当又は繰越し)

第63条 本組合は損失をてん補し、第59条の規定による利益準備金、第61条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総代会の議決により、これを組合員に配当し、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(配当の方法)

第64条 前条の配当は、総代会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

- 2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を越えないものとする。
- 3 配当金の計算については、第24条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第65条 損失金のてん補は、特別積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

(役・職員退職給与の引当)

第66条 本組合は、事業年度ごとに、役・職員退職給与規程定に基づき、役・職員給与総額の100分の5以上を役・職員退職給与のために引き当てるものとする。

附 則

- 1 平成5年7月26日 第13条、第16条、第19条、第25条、第29条～第31条、第34条～第41条、第46条、第47条、第52条、第54条、第55条
一部訂正
- 2 平成9年5月27日 第12条、第24条、第26条、第33条～第65条
一部訂正
- 3 平成11年7月16日 第2条、第3条、第8条、第21条、第25条、第38条の第1項の別表、第44条、第60条、第63条 一部訂正
認可日 平成11年7月16日 登記日 平成11年8月2日
- 4 平成12年6月12日 第18条、第24条、第25条、第26条、第29条、第60条、第65条 一部訂正
認可日 平成12年6月12日
- 5 平成13年4月19日 第4条、第5条 一部変更
認可日 平成13年4月19日
- 6 平成14年4月17日 第3条、第38条の第1項の別表 一部変更
認可日 平成14年4月17日

- 7 平成16年6月9日 第7条 一部変更
認可日 平成16年6月9日
- 8 平成17年4月27日 第4条、第7条 一部変更
認可日 平成17年4月27日
- 9 平成19年6月12日 第5条、第7条、第18条 一部変更
第20条を新たに挿入 これにより第20条～第48条 各々1条ずれ込み
第25条、第33条、第39条、第46条、第47条、第48条 一部変更
第49条及び第50条を統合し一部変更
第52条一部変更
第54条を新たに挿入 これにより第54条～65条 各々1条ずれ込み
第55条、第62条、第63条 一部変更
別表の表題変更
認可日 平成19年6月12日
- 10 平成20年5月29日 第20条、第27条 一部変更
第29条 変更
第32条、第38条、第45条 一部変更
認可日 平成20年5月29日
- 11 平成24年4月10日 第7条 一部変更
認可日 平成24年4月10日
- 12 平成27年3月31日 第7条、第8条、第37条、第39条、第62条 一部変更
- 13 平成28年5月13日 第8条、第13条、第25条 一部変更
- 14 平成29年5月22日 第8条別表の一部変更並びに定款の全文について、全国中小企業団体中央会発行の事業協同組合定款参考例（平成27年10月1日改正）に基づく条文の変更、条文の新設及び廃止に伴う条番号の変更並びに字句の修正等、所要の変更
- 15 令和元年5月16日 第7条、第62条 一部変更
- 16 令和5年5月26日 第7条第5号を新たに挿入 これにより第5号以降各々1項ずれ込み
第41条、第48条 一部変更
第50条 一部訂正
第53条第2項、第3項 一部変更
第62条 一部 変更

第39条第1項の別表

区	地 域	区	地 域	区	地 域	区	地 域
1	北海道	13	千葉県	25	滋賀県	37	香川県
2	青森県	14	東京都	26	京都府	38	愛媛県
3	岩手県	15	神奈川県	27	大阪府	39	高知県
4	宮城県	16	山梨県	28	兵庫県	40	福岡県
5	秋田県	17	長野県	29	奈良県	41	佐賀県
6	山形県	18	富山県	30	和歌山県	42	長崎県
7	福島県	19	石川県	31	鳥取県	43	熊本県
8	新潟県	20	福井県	32	島根県	44	大分県
9	茨城県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	栃木県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	群馬県	23	愛知県	35	山口県		
12	埼玉県	24	三重県	36	徳島県		
合 計				1 0 0 人			

各地区ごとの総代の定数の算出式は

選挙公示日におけるその地域に属する組合員

選挙公示日における総組合員数 ×100人

とする。なお、地域ごとに算出された定数の和が100人となるように端数の調整をする。
又、端数調整については規約の定めるところとする。

※定数は定款で定めるが、選挙の方法については別途本組合の規約に定める。

業 種 分 類 表

別 表

小 分 類	業 種 名
061	一般土木建築工事業
063	舗装工事業
064	建築工事業(木造建築工事業を除く)
073	鉄骨・鉄筋工事業
079	その他の職別工事業
081	電気工事業
089	その他の設備工事業
091	畜産食料品製造業
092	水産食料品製造業
094	調味料製造業
097	パン・菓子製造業
099	その他の食料品製造業
101	清涼飲料製造業
102	酒類製造業
111	製糸業, 紡績業, 化学繊維・ねん糸等製造業
112	織物業
114	染色整理業
115	綱・網・レース・繊維粗製品製造業
116	外衣・シャツ製造業(和式を除く)
118	和装製品・その他の衣服・繊維製身の回り品製造業
119	その他の繊維製品製造業
121	製材業, 木製品製造業
122	造作材・合板・建築用組立材料製造業
131	家具製造業
141	パルプ製造業
142	紙製造業
143	加工紙製造業
145	紙製容器製造業
151	印刷業
162	無機化学工業製品製造業
163	有機化学工業製品製造業
164	油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
169	その他の化学工業
174	舗装材料製造業
179	その他の石油製品・石炭製品製造業
181	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品製造業
182	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業
183	工業用プラスチック製品製造業

185	プラスチック成形材料製造業（廃プラスチックを含む）
189	その他のプラスチック製品製造業
192	ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業
199	その他のゴム製品製造業
202	工業用革製品製造業（手袋を除く）
207	袋物製造業
211	ガラス・同製品製造業
212	セメント・同製品製造業
213	建設用粘土製品製造業（陶磁器製を除く）
214	陶磁器・同関連製品製造業
215	耐火物製造業
219	その他の窯業・土石製品製造業
221	製鉄業
223	製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）
225	鉄素形材製造業
229	その他の鉄鋼業
233	非鉄金属・同合金圧延業（抽伸，押出しを含む）
242	洋食器・刃物・手道具・金物類製造業
245	金属素形材製品製造業
246	金属被覆・彫刻業，熱処理業（ほうろう鉄器を除く）
247	金属線製品製造業（ねじ類を除く）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
253	一般産業用機械・装置製造業
264	生活関連産業用機械製造業
269	その他の生産用機械・同部分品製造業
266	金属加工機械製造業
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業
281	電子デバイス製造業
282	電子部品製造業
291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
303	電子計算機・同附属装置製造業
311	自動車・同附属品製造業
319	その他の輸送用機械器具製造業
321	貴金属・宝石製品製造業
326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品製造業
329	他に分類されない製造業
391	ソフトウェア業
392	情報処理・提供サービス業
413	新聞業

414	出版業
431	一般乗合旅客自動車運送業
432	一般乗用旅客自動車運送業
433	一般貸切旅客自動車運送業
441	一般貨物自動車運送業
443	貨物軽自動車運送業
444	集配利用運送業
449	その他の道路貨物運送業
471	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）
481	港湾運送業
482	貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）
501	各種商品卸売業
511	繊維品卸売業（衣服、身の回り品を除く）
512	衣服卸売業
513	身の回り品卸売業
521	農畜産物・水産物卸売業
522	食料・飲料卸売業
531	建築材料卸売業
532	化学製品卸売業
534	鉄鋼製品卸売業
541	産業機械器具卸売業
542	自動車卸売業
543	電気機械器具卸売業
549	その他の機械器具卸売業
552	医薬品・化粧品等卸売業
559	他に分類されない卸売業
561	百貨店，総合スーパー
569	その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
571	呉服・服地・寝具小売業
581	各種食料品小売業
589	その他の飲食料品小売業
591	自動車小売業
601	家具・建具・畳小売業
602	じゅう器小売業
603	医薬品・化粧品小売業
605	燃料小売業
643	クレジットカード業，割賦金融業
674	保険媒介代理業
681	建物売買業，土地売買業
682	不動産代理業・仲介業
691	不動産賃貸業（貸家業，貸間業を除く）
701	各種物品賃貸業
721	法律事務所，特許事務所

722	公証人役場, 司法書士事務所, 土地家屋調査士事務所
724	公認会計士事務所, 税理士事務所
731	広告業
741	獣医業
742	土木建築サービス業
751	旅館, ホテル
761	食堂, レストラン (専門料理店を除く)
781	洗濯業
791	旅行業
816	高等教育機関
817	専修学校, 各種学校
831	病院
832	一般診療所
833	歯科診療所
854	老人福祉・介護事業
855	障害者福祉事業
872	事業協同組合 (他に分類されないもの)
891	自動車整備業
901	機械修理業 (電気機械器具を除く)